

長野県県内大学進学・修学奨学金給付要綱

制定 平成30年7月4日30こ家第210号
一部改正 令和2年4月1日2こ課第154号

(趣旨)

第1条 この要綱は、県内の高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）又は専修学校の高等課程（以下「高等学校等」という。）に在学する者で、意欲や能力が高いにもかかわらず、経済的な理由で県内大学（学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学（短期大学を含む。）で、長野県内に設置されているものをいう。以下同じ。）への進学が困難な生徒を支援するため、奨学金を予算の範囲内で給付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(奨学金の種類)

第2条 奨学金の種類は、次のとおりとする。

- (1) 長野県県内大学進学奨学金（以下「進学奨学金」という。）
- (2) 長野県県内大学修学奨学金（以下「修学奨学金」という。）

(給付対象者)

第3条 奨学金の給付を受けることができる者は、別表1のとおりとする。

(給付額)

第4条 奨学金の給付額は、別表2のとおりとする。

(進学奨学金の出願手続)

第5条 進学奨学金の給付を受けようとする者（以下「出願者」という。）は、在学する高等学校等の長（以下「学校長」という。）の推薦を受け、所定の期日までに長野県県内大学進学奨学金給付申込書（様式第1号）、長野県県内大学進学奨学金給付推薦書（様式第2号）及び別に定める書類を長野県知事（以下「知事」という。）に提出しなければならない。

(給付候補者及び内定者の決定)

第6条 知事は、出願者について出願書類に基づき審査を行い、別に定める奨学生選考委員会において選考のうえ、給付候補者を決定する。

2 知事は、給付候補者の選考順位が高い者から予算の範囲内で奨学金給付の内定者（以下「内定者」という。）を決定する。

3 知事は、給付候補者及び内定者を決定したときは、学校長を経て本人に通知することとし、決定を受けなかった者についても同様に通知するものとする。

(誓約書)

第7条 内定者は、保護者（児童福祉法第6条に規定する保護者をいう。以下同じ。）と連署した誓約書（様式第3号）を、学校長を経て知事に提出しなければならない。

(内定に係る届出)

第8条 内定者は、次の各号の一に該当するに至ったときは、保護者と連署のうえ、直ちにその旨を知事に届け出なければならない。

- (1) 高等学校等を休学、復学、転学又は退学したとき。

- (2) 別表1に掲げる給付対象者の要件を欠くに至ったとき。
- (3) 県内大学への進学の見込みがなくなったとき。
- (4) 進学奨学金の給付を辞退するとき。
- (5) 本人又は保護者の住所その他重要な事項に異動があったとき。

(内定の取消し)

第9条 内定者が次の各号の一に該当するに至ったときは、第6条第2項の規定による内定を取り消すものとする。

- (1) 別表1に掲げる給付対象者の要件を欠くに至ったとき。
- (2) 県内大学への進学の見込みがなくなったとき。
- (3) 進学奨学金の給付を受けることを辞退したとき。
- (4) 死亡したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、奨学金の給付を受ける者として適当でないと知事が認めたとき。

2 知事は、内定を取り消した場合、予算の範囲内で給付候補者のうちから追加の内定者を決定する。

(進学奨学金の給付申請)

第10条 内定者は、進学奨学金を受けようとするときは、長野県県内大学進学奨学金給付申請書(様式第4号)及び別に定める書類を知事に提出しなければならない。

(進学奨学金の給付決定)

第11条 知事は前条の規定により提出された書類を審査し、適当であると認めた場合は給付を決定する。

2 知事は、前項の規定により給付を決定したときは、内定者に通知するものとする。

(進学奨学金給付決定の取消)

第12条 前条の規定による給付の決定を受けた者が次の各号の一に該当するに至ったときは、知事は前条の規定による給付決定を取消し、返還を求めるものとする。ただし、第4号に該当したとき又は知事がやむを得ない理由によると認めるときには、返還を免除することができる。

- (1) 県内大学に入学しないとき。
- (2) 県内大学に入学後一月以内に退学したとき。
- (3) 出願書類に虚偽の記入をしたことが判明したとき。
- (4) 死亡したとき。

(修学奨学金の給付申請)

第13条 修学奨学金の給付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、入学初年度の場合は長野県県内大学修学奨学金給付申請書兼在学報告書(様式第5号)、2年次以降の場合は長野県県内大学修学奨学金給付申請書(様式第6号)に、別に定める書類を添付して所定の期日までに知事に提出しなければならない。

(修学奨学金の給付決定)

第14条 知事は、前条の規定により提出された書類を審査し、適当であると認めた場合は給付を決定する。

2 知事は、前項の規定により給付を決定したときは、申請者に通知するものとする。

3 第1項の決定を受けた者は、長野県県内大学修学奨学金口座振替申出書（様式第7号）を知事に提出するものとする。

（修学奨学金の給付の停止）

第15条 前条の規定による給付の決定を受けた者（以下「被給付決定者」という。）が休学し、又は停学の処分若しくはこれに相当する処分（以下「停学等の処分」という。）を受けたときは、その事実の発生した日の属する年度の奨学金の給付を停止する。

2 知事は、前項の規定により給付を停止するときは、被給付決定者に通知するものとする。

3 知事は、第1項の規定による停止があった場合で、停止された年度の分として既に給付された修学奨学金があるときは、その奨学金（第4条で定める額に休学した、又は停学等の処分を受けた日の属する年度でその日の属する月までの月数を乗じ、12で除して得た額（百円未満の端数があるときは、これを切り捨てて得た額）を減じた額。）の返還を求めるものとする。

4 知事は、第1項の規定により給付を停止された者が復学した場合は、奨学金の給付を再開する。ただし、給付額は、第4条で定める額に復学した日の属する月から年度末までの月数を乗じ、12で除して得た額（百円未満の端数があるときは、これを切り捨てて得た額）とする。

5 知事は、前項の規定により給付を再開するときは、被給付決定者に通知するものとする。

（修学奨学金の給付の廃止）

第16条 被給付決定者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その事由が発生した日の属する年度の給付を廃止するものとする。

（1）県内大学を退学したとき。

（2）死亡したとき。

（3）学業成績が著しく不良になったと認められるとき。

（4）奨学金の給付を受けることを辞退したとき。

（5）その他奨学金給付の目的を達成する見込みがなくなると認められるとき。

2 知事は、前項の規定により給付を廃止したときは、給付者に通知するものとする。

3 知事は、第1項の規定による廃止があった場合で、廃止された年度の分として既に給付された修学奨学金があるときは、その奨学金（第4条で定める額と同項各号の事由が発生した日の属する月までの月数を乗じ、12で除して得た額（百円未満の端数があるときは、これを切り捨てて得た額）を減じた額。）の返還を求めるものとする。ただし、第1項第2号に該当したとき又は知事がやむを得ない理由によると認めるときには、返還を免除することができる。

（修学奨学金の給付決定の取消し）

第17条 被給付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、第14条第1項の規定による決定を取り消すものとする。

（1）虚偽の申請により第14条第1項の規定による給付の決定を受けたとき。

（2）被給付者が禁錮以上の刑を受けることが確定したとき。

（3）その他被給付決定者としてふさわしくない非違行為等があったとき。

2 知事は、前項の規定により給付の決定を取り消したときは、被給付決定者に通知するものとする。

3 知事は、第1項の規定により給付決定を取り消したときは、被給付決定者に対して給付した修学奨学金の返還を求めるものとする。

(届出)

第18条 被給付決定者は、次の各号の一に該当するに至ったときは、直ちに知事に届け出なければならない。

(1) 休学若しくは退学したとき又は停学等の処分を受けたとき。

(2) 県内大学に復学したとき。

(3) 現住所、連絡先その他重要な事項に異動があったとき。

(修学奨学金給付年数の限度)

第19条 修学奨学金の給付は、県内大学が定める学則に規定する正規の在学期間に相当する年数を上限とする。

(遅延利息)

第20条 第12条、第15条第3項、第16条第3項又は第17条第3項の返還にあたり、正当な理由なくして指定された期日（以下「返還期日」という。）までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの日数に応じ、県税外収入金の延滞金徴収条例（昭和39年長野県条例第12号）の規定の例により延滞利息を支払わなければならない。

(補則)

第21条 この要綱に定めるもののほか、奨学金の給付に関して必要な事項については別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年7月4日から施行する。

(経過措置)

2 第14条に規定する審査にあたり、平成29年度に長野県県内大学進学のための入学金等給付規程（平成26年4月1日付け26教高第103号）に基づく給付を受けた者は別表1の1を備えている者とみなし、〔ルートイングループ寄附金等活用〕県内大学修学奨学金給付要綱（平成28年11月1日付け28こ家第572号）に基づく奨学金を受給した者は同表の1及び2を備えている者とみなす。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(進学修学金の給付の停止)

2 大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第八号）が令和2年4月1日に施行されたため、進学奨学金の給付は令和2年度進学者から停止する。

別表 1（第 3 条関係）

奨学金の種類	給付対象者
進学奨学金	<p>県内大学に進学する者で、次に掲げる要件を全て備えている者。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 県内の高等学校等に在学する者であること。 2 保護者が県内に居住する者であること。 3 次のいずれかに該当する者であること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第 6 条第 1 項に規定する被保護者の世帯に属する者 (2) 市町村民税所得割の非課税世帯に属する者 (3) 知事が適当と認める者 4 出願時までの高等学校等における学習成績の評定平均値が別に定める学力基準値以上であること。 5 勉学への意欲が高いと認められること。 6 長野県医学生修学資金又は長野県看護職員修学資金の貸与を受けないこと。 7 長野県が支給する他の給付型奨学金の給付を受けないこと。
修学奨学金	<p>県内大学に在学し、かつ、次に掲げる要件の全てを備えている者。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 進学奨学金の給付を受けた者であること。 2 2 年次以降の場合は、次のいずれかに該当する者であること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 県内大学に入学するまで属していた世帯が生活保護法（昭和25年法律第144号）第 6 条第 1 項に規定する被保護者の世帯である者 (2) 県内大学に入学するまで属していた世帯が市町村民税所得割の非課税世帯である者 (3) 知事が適当と認める者 3 長野県医学生修学資金又は長野県看護職員修学資金の貸与を受けないこと。 4 長野県が支給する他の給付型奨学金の給付を受けないこと。 5 日本学生支援機構の給付型奨学金の給付を受けないこと。

別表 2（第 4 条関係）

奨学金の種類	給付対象者
進学奨学金	30万円以内（大学入学金及び受験料の実費相当額）
修学奨学金	15 万円以内。ただし、別表 3 の学部等在学者は 25 万円以内。

別表 3（別表 2 関係）

大 学	学 部 等
信州大学	理学部、工学部、農学部、繊維学部、医学部医学科、教育学部学校教育教員養成課程数学教育コース、教育学部学校教育教員養成課程理科教育コース
公立諏訪東京理科大学	工学部